

大分市国土強靱化地域計画（改訂版）の概要

○大分市国土強靱化地域計画について

<計画策定の趣旨>

国土強靱化基本法*の理念に基づき、南海トラフ地震やこれまで経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するために、「大分市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定しました。計画策定後は、「大分市強靱化アクションプラン」を毎年策定し、市をあげて地域強靱化の取組を推進してきましたが、基本法の公布・施行から10年の節目を迎えるとともに前回の地域計画改訂から5年が経過したことから、近年の災害から得られた知見や社会経済情勢の変化等を踏まえて、強靱化の取組をさらに進めるために令和8年3月に地域計画を改訂いたしました。

*強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

(平成25年12月公布・施行)

<計画の位置づけ>

本計画は、基本法第13条に基づき、大規模自然災害に対して、施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものであり、国における基本計画と同様に、本市における様々な分野の計画等において、地域強靱化に関する施策の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有するものであります。

○強靱化の基本的な考え方

いかなる災害等が発生しようとも、安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため4つの基本目標を設定しました。また、地域強靱化を推進するにあたり、地球温暖化の影響による気候変動の影響や能登半島地震などで発生した災害関連死、孤立集落への対策など、計画の見直しに当たって考慮すべき事項や情勢の変化を踏まえながら、防災インフラの整備や老朽化対策等の適切な維持管理、自助・共助の活性化など中長期的な課題を整理し、4点を強靱化に取組む上での基本方針として施策を進めていきます。

<基本目標>

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

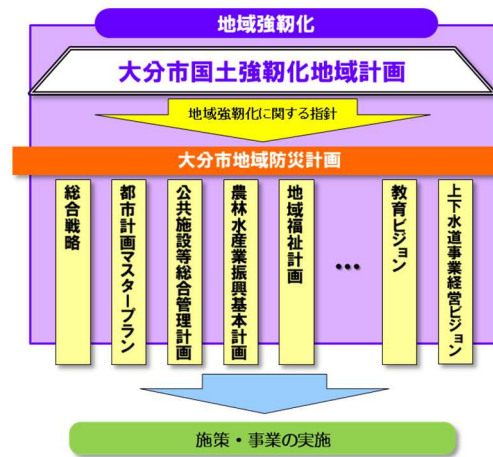
<大分市地域強靱化を推進する上での基本方針>

- (1) 市民の生命財産を守る防災インフラの整備・管理
 - ・気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード、ソフト一体となった防災・減災対策の推進
 - ・橋梁や住宅の耐震化、護岸・堤防の整備、避難所となる学校施設等の環境改善・防災機能の強化
 - ・将来にわたってインフラの機能を確保するための戦略的なインフラメンテナンスの推進
- (2) 上下水道施設・交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
 - ・上下水道施設における計画的な老朽化対策と重要幹線の耐震化
 - ・災害時のエネルギー確保に向けた、再生可能エネルギーや水素エネルギー等の利活用拡大の取組推進
- (3) デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化
 - ・AI・衛星データなど新技術を活用した迅速な災害情報の収集・分析や情報発信の強化
 - ・企業・団体・地域住民が行う実践的な訓練・教育、平時からのコミュニティの活力維持等の取組への支援
- (4) 地域防災力の一層の強化
 - ・自助・共助による住民主体の防災対策の推進
 - ・女性をはじめとした多様な視点を踏まえた避難生活や復旧復興

<特に配慮すべき事項>

- (1) ハード整備とソフト対策の適切な組合せとデジタル活用による施策の効率化
- (2) リダンダンシー（代替性・冗長性等）の確保とBCP（事業継続計画）の策定・実効性担保
- (3) 庁内横断的な取組みと国・県、民間事業者、市民等との連携体制の構築

- アンブレラ計画のイメージ -



【3月〇日 防災危機管理課】

○対象とする自然災害

地震・津波や台風、これまで経験したことのないような集中豪雨など、発生すれば市内全域に甚大な被害をもたらす「大規模自然災害」を対象とする。



○脆弱性評価

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、いわば市の健康診断であり、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを改めて検討することで、地域強靱化に関する施策を効率的・効果的に推進します。

<目標と起きてはならない最悪の事態>

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている（基本法第17条第3項）ことから、この起きてはならない最悪の事態に関しては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして28の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1)	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2)	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3)	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4)	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2)	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
		2-3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7)	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		4-2)	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発やそれらに伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3)	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4)	農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下
5	上下水道施設及び電力等ライフライン、情報通信サービス、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1)	災害時に活用する情報サービスや通信インフラ等の機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2)	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油、LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3)	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4)	広域交通ネットワークが分断するなど、基幹的交通や地域交通網の陸海における交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1)	自然災害後のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2)	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態
		6-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
		6-4)	災害廃棄物（※）の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-7)	風評被害等による市内経済等への甚大な影響

＜施策分野の設定＞

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、下記のとおり、7つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定しました。

- 〔個別施策分野〕
- A. 行政機能
 - B. 住宅・都市・環境
 - C. 保健医療・福祉・教育
 - D. 産業・エネルギー・情報通信
 - E. 交通・物流
 - F. 農林水産
 - G. 地域防災

- 〔横断的分野〕
- ① リスクコミュニケーション
 - ② 地域活性化・地域の生活機能の維持
 - ③ 防災教育・人材育成
 - ④ 老朽化対策
 - ⑤ デジタル活用

○地域強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策として、以下のとおり強靱化の推進方針を策定しました。

【個別施策分野】

- A. 行政機能
- ・訓練による業務継続計画・受援計画の実効性担保と定期的な見直し
 - ・防災関係機関との合同訓練の実施及び連携強化
 - ・避難所となる学校施設の老朽化対策や空調設置、トイレの洋式化など防災機能強化
 - ・多様なニーズへの対応など適切な避難所運営ができる体制の整備 等



- B. 住宅・都市・環境
- ・住宅・建築物の耐震化や空き家対策補助制度の周知等による人的・物的被害軽減
 - ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進
 - ・狭隘道路の拡幅や公園・緑地・広場等の整備による密集市街地の改善
 - ・水道施設の耐震化、老朽化対策の推進や早期復旧のための資機材確保の強化 等

- C. 保健医療・福祉・教育
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAD)等との連携強化
 - ・避難所における感染症対策の推進
 - ・家庭や学校における防災教育の推進
 - ・要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備 等

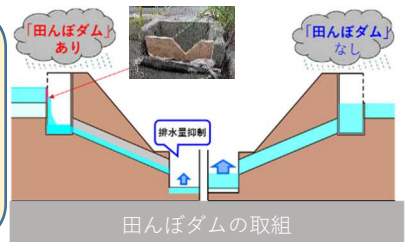


- D. 産業・エネルギー・情報通信
- ・サプライチェーンの確保に向けた複数企業の連携によるBCP策定の推進
 - ・国・県・民間と連携したコンビナートに係る護岸・堤防等の地震・津波対策の推進
 - ・避難所や防災拠点における非常時の電力確保
 - ・GXの実現にも繋がる再生可能エネルギーの導入促進
 - ・災害時における市民への情報伝達手段の多様化の推進 等

- E. 交通・物流
- ・中九州横断道路の整備など広域交通ネットワークの整備推進による災害時の輸送の代替性確保
 - ・災害時相互応援協定の運用による物資調達・供給体制の確立
 - ・防波堤・海岸堤防の整備や海岸保全施設、港湾施設における津波対策の推進 等



- F. 農林水産
- ・治水・治山施設の整備におけるハード対策とソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策の推進
 - ・農業の有する多面的機能の維持・発揮を促進
 - ・市管理漁港及び重要施設における耐震機能診断に基づいた対策工事 等



- G. 地域防災
- ・避難所外避難者への対応や、孤立集落が発生した際の備え等の検討
 - ・自主防災組織の活動の活性化支援や、防災士の養成・育成
 - ・各種ハザードマップの作成・公表による防災情報の充実
 - ・地域コミュニティの活動拠点となる公民館の建設や修繕、耐震補強等の支援 等

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション
- ・地域の災害リスクの正しい理解・共有による災害時の被害減少
 - ・災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援
 - ・あらゆる関係者が主体的に治水に取組む「流域治水」の取組強化
 - ・家庭や事業所等における備蓄など防災対策の促進 等



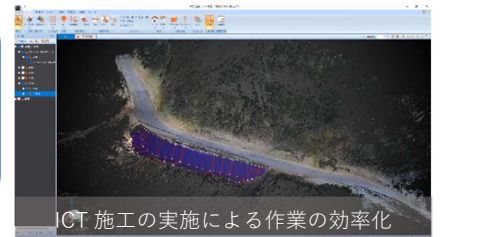
- ② 地域活性化・地域の生活機能の維持
- ・若者の定住やU・I・Jターンの促進、地域資源を活用した産業振興
 - ・大分都市広域圏の連携協約による地域経済の活性化や生活機能の向上
 - ・消防団活動や防災士育成の支援等による住民主体の防災対策の一層の強化 等

- ③ 防災教育・人材育成
- ・研修の充実や防災士協議会の支援など、防災士が活動しやすい環境づくりを推進
 - ・自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大
 - ・ICT技術の普及促進や人材・資機材確保の取組 等



- ④ 老朽化対策
- ・新技術等を活用した老朽化施設の効率的な維持管理
 - ・大分市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の適切な維持管理・更新等の推進 等

- ⑤ デジタル活用
- ・AR・VR技術を用いた防災啓発映像の活用による防災教育の強化
 - ・ドローンやAi等の活用、ICT施工の実施などデジタル技術の活用の推進
 - ・多様な情報伝達手段の確保 等



○計画の推進と重点化

本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するために、各施策グループの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、その具体的な取組内容や目標値を記載した「大分市強靱化アクションプラン」を本計画とは別に策定します。このアクションプランに基づき各施策を実施するとともに、毎年度進捗状況の把握等を行い、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルによる地域強靱化の取組を推進します。

また、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるために、令和7年6月6日に閣議決定した第1次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、各施策の優先順位等に配慮しながら取組を進めます。

計画の推進に関しては、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、本市の取り巻く社会・経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行うこととする。